

第 4 4 8 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 5 年 3 月 6 日（水）
午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 5 年 3 月 6 日、第 4 4 8 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 6 名

1 番	北 山 孝 彦	9 番	宮 内 富 夫
2 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	釜 坂 道 弘
3 番	石 野 光 市	1 1 番	東 森 修 一
4 番	小 林 博	1 2 番	富 田 昭 市
5 番	志 水 正 幸	1 3 番	城 谷 英 之
6 番	福 永 繁 一	1 4 番	吉 識 定 和
7 番	前 川 裕 量	1 5 番	高 井 國 年
8 番	難 波 靖 通	1 6 番	松 岡 秀 人

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 志 水 利 雄 主 査 吉 識 功 二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	西 川 尚 浩
民生参事兼健康福祉課長	牛 尾 敏 博	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	福 永 聡	税 務 課 長	中 塚 保 彦
会 計 管 理 者	高 松 伸 一	住 民 生 活 課 長	松 岡 英 二
ま ち づ くり 課 長	豊 國 明 仁	産 業 課 長	近 藤 博 之
下 水 道 課 長	井 上 茂 樹	水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	山 本 欽 也

1. 議事日程

第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
第 2 会 期 の 決 定
第 3 諸 報 告
第 4 議 案 の 上 程 ・ 議 案 説 明

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
日程第 2 会 期 の 決 定
日程第 3 諸 報 告
日程第 4 議 案 の 上 程 ・ 議 案 説 明

1. 議案件名

報告第 1 号 議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て
報告第 2 号 議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

- 報告第 3 号 議会の委任による専決処分の報告について
- 報告第 4 号 議会の委任による専決処分の報告について
- 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 2 号 市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について
- 議案第 3 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 議案第 4 号 神崎郡障害者介護認定審査会規約の変更について
- 議案第 5 号 福崎町課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 福崎町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 福崎町暴力団排除条例の制定について
- 議案第 8 号 町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の制定について
- 議案第 11 号 福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 12 号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 障害者自立支援法の題名改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 福崎町上水道事業審議会条例の制定について
- 議案第 16 号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 平成 24 年度福崎町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第 18 号 平成 24 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 19 号 平成 24 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 20 号 平成 24 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 21 号 平成 24 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 22 号 平成 24 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 23 号 平成 24 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 24 号 平成 24 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 25 号 平成 24 年度福崎町水道事業会計資本剰余金の処分について
- 議案第 26 号 平成 25 年度福崎町一般会計予算について
- 議案第 27 号 平成 25 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 28 号 平成 25 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 29 号 平成 25 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第 30 号 平成 25 年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 31 号 平成 25 年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について

- 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度福崎町水道事業会計予算について
議案第 3 3 号 平成 2 5 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
議案第 3 4 号 副町長の選任について
発議第 1 号 議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定の一部を改正する指定について

1. 開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
第 4 4 8 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
一雨ごとに春の色が濃さを増し、日差しがうららかな季節となってまいりました。
本日ここに第 4 4 8 回福崎町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、まことにありがとうございます。
さて、本定例会に付議されます案件は、報告 4 件、議案第 1 号から議案第 3 4 号までの議案 3 4 件、発議 1 件の計 3 9 件を予定しております。
何とぞ議員各位には慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げまして、本定例会の開会のご挨拶といたします。
ただいまの出席議員数は 1 6 名でございます。定足数に達しております。
よって、第 4 4 8 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。
これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第 1 は会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第 1 2 0 条の規定により議長が指名いたします。
4 番、小林 博議員
1 3 番、城谷英之議員
以上の両名をお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

- 議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。
会期の決定を議題といたします。
先日、議会運営委員会を開いて、会期について検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表（案）のとおり、本日から 3 月 2 7 日までの 2 2 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

- 議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 3 月 2 7 日までの 2 2 日間といたします。

日程第 3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。

書 記 第447回定例会閉会后、本日までの主要事項については、事務局から報告します。

議 長 諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。その中で、主なものを申し上げます。

1月14日、エルデホールにおいて成人式が開催され、議長をはじめ議員多数が出席し、議長が挨拶を述べてまいりました。

1月27日、エルデホールにおいて第26回ふるさと文化祭が開催され、議長が出席いたしました。

2月6日、香美町・新温泉町共産党議員団から、福祉施策の取り組みについての行政視察があり、議長が出席し、説明の後、活発な議論がなされました。

2月13日、産業建設常任委員会が徳島県三好市を行政視察し、第三セクター経営改善等の取り組み及びまちづくり推進事業について調査いたしました。

2月19日、ホテル北野プラザ六甲荘において、兵庫県町議会議長会評議委員会議及び兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が開催され、議長が出席いたしました。

3月1日、福崎町東部工業団地内において、大地化成株式会社の起工式が行われ、議長が出席いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

議 長 また、例月出納検査の報告書及び陳情書が議長あてに提出されており、その写しを配付しておりますので、ごらんください。

日程第4 議案の上程・議案説明

議 長 日程第4は、議案の上程であります。

これから報告第1号、議会の委任による専決処分の報告についてから、発議第1号、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定の一部を改正する指定についての39件を一括議題といたします。

これから町長提案の議案に対する上程の理由を求めてまいります。

町 長 おはようございます。

第448回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

昨年末の衆議院議員総選挙で政権がかわりました。安倍首相は、金融緩和、財政出動、成長戦略の三つの矢を放って景気回復を進めようとしています。この3本の矢が的を射て大きな効果が出ることを心から期待しますが、3本ともが的に当たるか心配な面もあります。

福崎町にとってのことしはどんな年なのでしょう。

一つ目は、第4次総合計画の最終年度であります。計画に掲げた目標を実現するために、全力を尽くさなければなりません。

二つ目は、さらなる町の発展を目指す次の計画の準備を進める年であります。

今、福崎町自治基本条例の検討を進めています。平成25年度中のできるだけ早い機会に制定を目指します。そして、その基本方向に沿って、次なる総合計画の策定を進めなければなりません。

ことしは、自律（立）の心を育て、参画と協働のまちづくりをメインスローガンに掲げ、そのもとに

- ①科学の心で知を力にしたまちづくり
- ②もてなしの心で共に生きるまちづくり
- ③食育で健康なまちづくり
- ④地産地消で活力を育てるまちづくり

の4本の柱を配置し、町政運営を進めてまいりたいと考えております。

第1の柱は、科学の心で知を力にしたまちづくりであります。

私は、生涯で二つの大きな神話に裏切られた経験を持っています。国民学校4年生のときに日本は戦争に負けました。神風が吹いて敵国の軍隊は吹き飛ばされるといふ神話を信じていましたが、とうとう最後まで吹きませんでした。

次は、原子力発電の安全神話であります。原子力は最もクリーンなエネルギーで、発電所は最高の防護設計でつくられているので安心だと言われ、費用も安価だと説明されていきました。この神話も3.11の大地震と大津波によって、海のかなたに流されていきました。

この柱を補強するために、まず町民の全てが何事にも好奇心を持ち、多面的に挑戦することが大切です。現状分析をきちんと行い、解決するための努力を進めていきます。

特に学校教育においては、基礎学力を伸ばし、生きる力として活用できるように力を注ぎます。

神話をやすやすと信じるのは、視野が狭く、多面的にもものを見ない傾向があるからだと思います。世界にも目を注ぎ、広い視点で行動することが求められています。

第2の柱は、もてなしの心で共に生きるまちづくりであります。

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の体験、いじめや体罰の顕在化、お年寄りや子どもの見守り活動を通して、相手を大切にもてなす心が一層大切になっています。

まず、挨拶を交わし、お互いの交流が深まるように努めていきます。

もてなしの行為は、来られたお客様を温かく親切に受け入れることが大切です。そして、たくさんのお客様に来てもらえるように、福崎町の情報を積極的に発信する能動的な取り組みを強化していかなければなりません。

高齢者、子どもの見守りのために、地域総合援護システムを再評価し、活発な活動をお願いしたいと考えています。

第3の柱は、食育でみんな元気なまちづくりを進めることです。

私たちが生きていくために、食事は欠かすことができません。元気な体をつくるには、栄養価のバランスのとれた食事を摂取することが大切だと言われていいます。好き嫌いを少なくして、何でも食べる運動を展開してまいります。

病気に関する研究が進むにつれて、ストレスが病気に大きな影響を与えることがわかってきました。教育委員会は、「早寝・早起き・朝ごはん」を呼びかけていますが、このことはストレス解消にも役立つと言われていいます。この合い言葉を、児童・生徒だけでなく、全町民に働きかけていきます。

私は無意識に、食事前には手を合わせて「いただきます」と言い、終わったときには「ごちそうさま」と手を合わせます。この行動は私だけのことではなく、共通しているのではないかと思います。これは命を支えてくれる食事に対する畏敬の念を持っているからではないかと思っています。食事のときこそ、感謝の気持ちやマナーを身につける最高のチャンスではないでしょうか。

第4の柱は、地産地消で活力あるまちづくりを進めることです。

世界の人口はふえ続けており、ロシアや中国でも都市化が進んで食料輸入国に

なつたと言われていふす。日本の食料自給率はカロリーベースで39%です。自分の国の食べ物は何分の国で生産することが大切です。

耕作しない農地を生かす努力をしなければなりません。山の緑を守り、用材の提供や、災害を防止する備えをしなければなりません。

地産地消は、単に農産物に限定せず、町内の人、ものに光を当て、人についてはより一層の活動を期待し、ものについてはさらなる活用を図っていかねばなりません。

福崎の地に優良企業の誘致を進め、町内の企業にあつては技術革新を進めてもらい、福崎町に立地してよかつたと思われぬまちづくりを進めていかねばなりません。

自律（立）のまちづくりについては、議員の皆様から温かいご指導をいただきてまいりました。そのご指導にこたえる思いで、新しい課の設置とまちづくり推進交付金制度をつくりました。議案審議や一般質問でさらにその趣旨が生きるよう正してくださることをお願いいたします。

もとより、地方自治の本旨は日本国憲法に示されており、憲法をくらしに生かすため最大の努力を払ってまいります。

今、町民の願ひは次の三つに集約されるのではないかと考えています。

一つ目は、元気でいろいろな場所で活動ができ、病気になつたときは安心してお医者さんに診てもらえることです。

二つ目は、働く場所があつて、収入が保障され、そのお金を使って買い物やレジャーを楽しむことができることです。

三つ目は、いじめを受けず、差別されず、地域や職場や学校で、仲よく楽しく集団生活ができることです。

この願ひにこたえるため、四つの柱は大きな力を発揮するでしょうし、また発揮させなければならぬと考えています。

さて、今議会には、報告4件、議案34件を提出しています。説明はそれぞれ担当課長等が行いますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いをいたします。

次に、各課の重点事項を報告させていただきます。

総務課では、女性の持つ豊かな感性や生活体験を通じた視点による率直な意見・提言を町政に反映させるため、女性委員会の活動を引き続き進めます。

また、時代の変化やニーズに対応した政策形成能力を高めるため、各種研修機関での研修や県土木事務所への研修派遣等、研修の充実に努めます。

選挙管理では、町会議員選挙、知事選挙、参議院選挙が執行されます。

企画財政課では、平成25年度から2年間の予定で第5次総合計画の策定に取り組みます。初年度は、基本調査、住民アンケート等の実施を行い、総合計画審議会や住民公募のまちづくり委員会などの意見を聞きながら策定を進めます。

組織・機構の見直しを行い、上・下水道業務の効率化と公営企業会計への移行、商工・観光の振興や地域づくり推進等、重点課題の目標達成に向けた体制を整備します。

また、町のホームページをリニューアルし、迅速でわかりやすい情報の提供してまいります。目指します。

税務課では、自主財源の確保に向け、電話催告、臨時訪問、関係課との合同徴収等によって収納率の向上に努めます。滞納対策については、地方税法及び債権管理条例に基づき、財産調査・納税相談等を継続して行い、滞納者の生活実態の把握に努めながら、分納誓約書・差し押さえ・滞納処分の停止等の法的措置によ

り、税負担の公平性の確保に努めていきます。

また、滞納整理対策委員会については、関係課と連携を図りながら引き続き滞納整理に取り組むとともに、不納欠損処理についても適正に行っていきます。

前納報奨金制度は、経過措置としてこれまでと同様に交付率を2分の1に引き下げ、個人住民税、固定資産税それぞれに限度額10万円として実施します。なお、前納報奨金制度は平成25年度をもって廃止いたします。

新設の地域振興課では、自律（立）のまちづくりの推進と商工・観光行政の一層の強化に努めます。

地域づくりでは、福崎まつり、辻広場まつり等の企画・運営による地域の活性化と、自治会において自律（立）の心を育て、参画と協働によるまちづくりを進めるため、地域総合援護システムの充実や、食育・地産地消の地域の活力を育てる取り組みなど、自治会の知恵と工夫を生かした活動を支援します。

商工振興では、商工会活動を支援するとともに連携を密にし、町制度融資やなっ得商品券の発行等、町内の商工業者を支援します。

株式会社もちむぎ食品センターの経営安定化を図るため、公共性のある経費や特産品を広くPRするための経費を町が負担するとともに、経営改善に向けた幅広い意見を聞くため、経営検討委員会を設置します。

観光振興では、「播磨国風土記」の編さん1,300年を迎えるに当たって、播磨風土記ゆかりの七種山登山道や神前山案内標識を整備するとともに、町内の新たな観光資源の発掘と観光情報の発信強化を図ります。

住民生活課では、本人通知制度を4月から実施し、住民票の写し等の不正請求の早期発見や抑制を図り、個人の人権侵害防止に努めます。

町営住宅の悪質滞納者については、引き続き滞納整理対策委員会で協議しながら、裁判所への訴えの提起等により滞納家賃の減少に努めます。また、債権管理条例に基づき、家賃回収が見込めない債権については不納欠損処理を行います。

ごみ対策について、広報誌やホームページを活用し、ごみの減量化・資源化について啓発活動を行います。集団回収への積極的な協力や生ごみ減量化機器の利用を推進し、集団回収の奨励金及び生ごみ減量化機器の購入費の助成を継続していきます。また、分別排出を周知するとともに、排出時に水切りの徹底、マイバッグの持参、過剰包装を避けるためなどの減量化対策を呼びかけ、ごみの減量化に努めてまいります。

ごみの不法投棄については、後を絶たず、環境悪化をもたらしています。不法投棄防止対策として、移動式監視カメラを3台から新たに1台をふやし監視強化を図り、環境美化対策に努めます。

防災対策については、近年の自然災害を踏まえ、防災力強化と減災を図るため、防災資機材の充実と自主防災組織の育成強化に努めます。

また、大規模地震を想定し、職員を対象とした災害対策本部設置・運営図上訓練を実施します。

健康福祉課では、障害福祉について、障害者自立支援法の改正により障害者の範囲に難病が加えられたことから、難病患者の方へも障害福祉サービスの提供を行っていきます。

福祉医療助成事業では、中学3年生までの通院・入院の医療費や障害者自立支援医療等の特定疾患にかかる自己負担額の無料制度を継続していきます。

身体に支障のある18歳未満の児童への自立支援医療費の助成を行う育成医療給付事業、未熟児入院費の自己負担分を公費負担する未熟児養育医療助成事業が、県から事務移譲されます。

巡回バスについては、昨年の12月3日から再編運行を行い、まちなか便、郊外便のワゴン車2台での運行を開始しました。今後とも住民の移動手段として、よりよい公共交通の運行に努めていきます。

食育の推進については、児童から中学生まで、年代に応じた食育事業を展開し、子どもたちの食への興味・関心を深めます。また、郷土の食育の継承や高校生や大学生等の若い世代への食育力の推進を図ります。

予防接種事業では、高齢者の肺炎重症化を予防するため、高齢者への肺炎球菌ワクチン接種費用の半額を助成します。

また、特定健診やがん検診の受診率向上のため、未受診者の把握を行い、未受診理由別の受診勧奨を実施します。

介護保険事業については、高齢者が介護の必要な状態になっても住みなれた地域で生活が続けられるよう、第5期事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護サービス事業所の公募を行っており、福崎西中学校区に平成25年度末の開設を予定しています。

農林振興課では、農業及び林業の振興を図ります。

農業施策では、農業経営の安定を生産力の確保を図るための農業者戸別所得補償制度は、経営所得安定対策として継続されます。また、集落の農地の将来を皆で考えるため、「人・農地プラン」を作成します。

農地・水保全管理支払交付金事業は、21地区で共同活動、16地区で向上活動に取り組み、農地・農業用施設の保全と地域コミュニティの活性化を図ります。

農産物の地産地消の推進をするため、食育の普及に取り組むとともに、生産者と連携して学校給食での取り組みを継続します。

土地改良事業では、高岡・福田地区において、ほ場整備事業に向けた地形測量を実施します。

西治地区ほ場整備事業は、面整備工事と七種川からの用水路整備を推進します。

東日本大震災の教訓をふまえ、ため池の耐震性を把握するため、ため池耐震点検を実施します。

林業施策では、引き続き松くい虫特別防除事業を実施し、残り少ない松林の保全に取り組みます。

まちづくり課では、道路関係について、安全で快適な道路網の整備を図るため、高橋山崎線等幹線道路の整備をはじめ、交通安全施設の整備や緊急性の高い道路修繕等の工事を進めます。

長野橋は、国道312号を補完する幹線道路の要として、また小中学生の通学路として特に重要な役割を担っているため、歩行者の安全性の向上を目指し、長野橋上流側に歩道橋を整備します。

JR福崎駅周辺の整備は、まちの玄関口にふさわしい駅前広場やアクセス道路の整備に向けた計画策定を進めます。関係機関との調整を進めるとともに、地域住民の理解を得ながら、早期事業化に向けた取り組みを進めます。

都市計画道路網については、現在の社会情勢の福崎町の目指すべき将来像を見据え、長期的な視点に立って必要性の検証を行い、見直し作業を進めます。

上下水道課では、水道課と下水道課の2課を統合し、業務の効率化と連携の強化及び窓口の一本化により、住民サービスの向上を図ります。

上水道部門では、福田水源地高度浄水施設整備の実施設計に基づき、次年度計画を策定し、基本工事から着手します。

山崎配水池施設整備事業として、配水池の実施設計を行い、本体基礎工事に着手します。

耐震化事業では、井ノ口水管橋の上部の工事に着手します。

配水管の整備については、下水道事業にあわせて整備を進めます。

工業用水道事業については、福崎工業団地等の公共下水道整備にあわせて整備を進めます。

下水道部門では、面整備事業について、上中島地区及び八反田東地区の工事を進め、平成26年3月末の供用開始を目指します。

福崎工業団地、企業団地区域の下水道整備を進めるため、現在、測量設計を行っており、平成26年度工事着手を目指します。

雨水幹線整備事業については、川西地区で川端雨水幹線の工事に着手します。川東地区では、川すそ雨水幹線の上流部について、平成25年度に用地測量、平成26年度に用地の確保、工事着手を目指します。

また、下水道会計については、平成28年4月の地方公営企業法適用に向けて準備を進めます。

学校教育課では、幼保一体化施設の整備により就学前保育・教育の充実を図るため、八千種幼稚園の建設、高岡幼稚園の基本計画及び実施設計を進めます。

福崎子育て支援センター及び東部・西部子育て学習センターとの連携により、子育て支援の充実を図ります。

子ども・子育て支援新制度に対応するため、子ども子育て会議を設置し、支援事業計画の策定に取りかかります。

田原及び八千種小学校区の児童を対象にした福崎東部学童保育園を開園し、既設の福崎西部学童保育園とあわせて、学童保育利用者の増加に対応していきます。

小中学校に学校教育指導員、不登校指導員、学習支援員、介護者、スクールカウンセラー等を継続配置し、教育課題の早期解決を図るとともに、学力向上プランを策定し、小中学生の学力向上に努めます。

児童生徒の国際理解教育と小学校の英語活動を推進するため、ALT2名を継続配置するとともに、第9回となるイングリッシュフェスティバルを開催し、英語への興味・関心をより一層高めていきます。

安全で安心な学校給食に努めるとともに、食育推進計画に基づき、児童生徒の基本的な食生活・習慣・体づくり、学校給食における地産地消により食育を推進します。米飯給食を週3.5回から4回にふやします。

社会教育課では、県重要文化財・大庄屋三木家について、改修工事が始まり4年目になります。平成25年度は、いよいよ解体された主屋部分の復元に入ります。屋根部分を中心に、現存瓦をできる限り使い、使えない瓦は新たに元の瓦の形状にあわせ焼き上げます。また、柱や梁の傷みの激しい部分の修復を進めていきます。

第34回山桃忌は、石井正己顧問の指導のもと、昨年に引き続き、生家を離れエルデホールで開催します。ことしは、「播磨国風土記」編さん1,300年の記念の年でもあります。テーマを風土記に当て、講演会やシンポジウム、また、日本神話の神楽等により、町内外問わず多くの人に参加いただき、「柳田國男生誕の地・福崎町」を発信します。

また、地域の歴史と文化に対する子どもたちの興味・関心を高め、郷土に愛着と誇りを持てる子どもを育てるために、「柳田國男ふるさと賞」を創設します。

図書館では、住民の情報文化の核として各種事業に取り組みます。平成24年度に策定した「福崎子ども読書活動推進計画」を推進するため、毎月29日を「フクちゃん読書の日」と定め、ノーテレビ、ノーゲームを推進する等、各種事業に取り組みます。また、応援隊活動を支援し、図書館を基点としたコミュニテ

イ活動の活性化を図ります。

学校支援地域本部事業については、「みんなで支える学校・みんなで育てる子ども」をテーマに、登下校の見守り、補充教室等、学校への支援活動を引き続き実施します。

文化センターでは、各種講演会やセミナーを幅広い分野で実施し、生涯学習の拠点として充実を図ります。

エルデホールでは、企画運営委員会が解散することにより、自主事業の企画について住民の要望等に基づく企画を大幅に取り入れ、進めていきます。また、芸能文化にかかわらず人材を育成していくため、エルデホールの事業だけでなく、地域での各種イベントや事業を進めるリーダーを育成する講座を実施します。

体育館では、各種スポーツ大会、健康教室を開催し、住民の健康維持・増進やコミュニケーションづくりに努めます。また、スポーツクラブと連携を密にし、地域生活に密着したスポーツ振興を図ってまいりたいと考えております。

以上をもちまして、冒頭の挨拶といたします。

議長 ただいま、町長から上程議案に対する大要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

まず、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

総務課長 報告第1号について、ご説明申し上げます。

報告第1号、議会の委任による専決処分の報告については、町公用車の物損事故における損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

事故の発生日は、平成24年12月6日（木）午後1時40分ごろです。事故発生場所は福崎町大貫379番、相手方は福崎町〇〇〇〇〇番地〇〇〇〇氏、事故概要ですが、健康福祉課職員が区長文書の配付中に公用車を方向転換するため後退させたところ、相手方の住宅敷地内に設置してある車どめポールに接触し、損傷させたものです。損害賠償額はポールの修理代の5,250円であります。

報告第1号資料に、事故発生略図等を添付しておりますので、ご参照ください。よろしく願いいたします。

議長 次、報告第2号、議会の委任による専決処分の報告について、報告第3号、議会の委任による専決処分の報告について及び報告第4号、議会の委任による専決処分の報告について、各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 報告第2号、報告第3号及び報告第4号、議会の委任による専決処分について、地方自治法第180条第2項の規定により、報告をさせていただきます。

初めに、報告第2号について、説明申し上げます。

この報告は、昨年6月に、6月議会において議決をいただいた、西光寺地区下水道面整備工事（第3工区）について、設計図書と現場の相違により、工事内容の一部を変更し、請負者、株式会社広築と2月8日付で工事請負変更契約を締結したことによるものです。工事請負額は現契約額に583万3,800円を増額し、変更後の請負金額を8,804万8,800円としたものです。

詳細につきましては、資料により説明をさせていただきます。報告第2号資料をごらんください。

平面図と変更した工事概要をお示ししております。主な内容は、管布設延長が95メートル減の2,508メートルとなり、約182万円の減、県道の夜間工事275メートルの増、それに伴う交通整理員150人の増が生じたことにより、

約480万円の増、地下水等による含水比の悪い土質により、残土処分、碎石入れかえ685メートルによる約220万円の増、マンホール設置工1カ所の増で、約19万円の増、その他勾配の変更による掘削残土埋め戻し等により、約46万円の増となり、合計約583万円の増となったものです。

以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。

続いて、報告第3号について、説明申し上げます。

この報告は、昨年6月議会において議決をいただいた、西光寺地区下水道面整備工事（第5工区）について、設計図書と現場の相違により、工事内容の一部を変更し、請負者、株式会社平野組と2月13日付で工事請負変更契約を締結したことによるものです。工事請負額が現契約額に593万6,700円を増額し、変更後の請負金額を7,187万6,700円としたものです。

詳細につきましては、資料により説明をさせていただきます。報告第3号資料をごらんください。

平面図と変更した工事概要をお示しをしております。主な内容は、管布設延長が14メートル減の1,771メートルとなり、約3万円の減、地下水等により含水比の悪い土質により、残土処分、碎石入れかえ292メートル、それに伴う交通整理員50人の増が生じたことにより、約455万円の増、マンホール設置工1カ所の減で約15万円の減、取付管及び公共ます設置工が3カ所の増で約85万円の増、その他勾配の変更等による掘削残土埋め戻し等により、約71万円の増となり、合計約593万円の増額となったものです。

以上で、報告第3号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第4号について、説明申し上げます。

この報告は、昨年6月議会において議決をいただいた、西光寺地区下水道面整備工事（第4工区）について、設計図書と現場の相違により、工事内容の一部を変更し、請負者、株式会社平野組と2月22日付で工事請負変更契約を締結したことによるものです。工事請負額は現契約額に638万7,150円を増額し、変更後の請負金額を7,421万7,150円としたものです。

詳細につきましては、資料により説明をさせていただきます。報告第4号資料をごらんください。

平面図と変更した工事概要をお示しをしております。主な内容は、管布設延長が61メートル増の2,138メートルとなり、約115万円の増、県道等の夜間工事329メートル増、これに伴う交通整理員111人の増が生じたことにより、約306万円の増、マンホール設置工5カ所の増で約53万円の減、取付管及び公共ます設置工4カ所の減により約17万円の減、その他勾配の変更による掘削残土埋め戻し等により、約181万円の増となり、合計約638万円の増額となったものです。

以上で、報告第4号の説明とさせていただきます。

報告第2号、報告第3号及び報告第4号ともにご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 次、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 議案第1号について、ご説明申し上げます。

福田水源地高度浄水施設整備の国庫補助事業前倒しの採択により、実施設計業務委託入札に伴う業務委託契約の締結に関し、国庫補助対象年度が平成24年度と平成25年度になり、また、業務委託完了予定工期が平成25年8月23日であるため、限度額を2,000万円とする債務負担行為の補正を、地方自治法第

179条第1項の規定により、平成24年12月25日に処分したものを、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次、議案第2号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認についてを議題といたします。

難波靖通議員及び吉識定和議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、本件の説明が終了するまでの間、しばらく退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第2号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について、本案に対する詳細なる説明を副町長から求めます。

副 町 長 議案第2号について、ご説明申し上げます。

本年4月30日に任期満了となります。市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の選出を行うため、組規約第9条及び第10条の規定に基づき、田原、八千種、福崎地区の各選挙区から推薦された方について、議会の同意を求めます。

本組合は、市川町、福崎町、姫路市、加西市で組織し、関係市町の共有する土地の維持管理に関する事務を共同処理しており、議員定数は50人、任期は4年となっています。

福崎町の選挙区は田原地区12人、八千種地区5人、福崎地区1人となっています。

参考までに組合が所有する財産は、92筆、1459.58ヘクタールで、その権利割合は福崎町が42.01%、市川町が32.07%、姫路市が25.77%、加西市が0.15%となっています。

提案させていただく方々は、記以下の方々に、氏名のみ朗読させていただきます。

三浦貞夫氏、平木正毅氏、松岡詳典氏、松本隆義氏、高岡正明氏、松井公一氏、古河守彦氏、長谷川尚志氏、駒田富男氏、福永末廣氏、古田裕康氏、埴岡義一氏、宇崎壽幸氏、難波靖通氏、中田光夫氏、内藤守氏、吉識定和氏、岩見光男氏の、以上18人を推薦しています。

いずれの方も識見を兼ね備えた適任者でありますので、同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ここで、難波議員、吉識議員の除斥を解除します。

しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第3号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増

減及び組合規約の変更について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

総務課長 議案第3号について、ご説明申し上げます。

議案第3号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきましては、宍粟市及び姫路市安富町区域のごみ処理事務を共同処理している宍粟環境事務組合が平成25年3月31日付で解散するため、当組合から脱退いたします。また、赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町及び佐用町が、消防事務等を共同で処理するため、西はりま消防組合を設置し、平成25年4月1日付で当組合に加入するため、規約を変更するものです。

脱退及び加入後の退職手当組合の構成団体は、19市12町28組合であります。

議案第3号資料に、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 次、議案第4号、神崎郡障害者介護認定審査会規約の変更について、本案に対する詳細なる説明を民生参事から求めます。

民生参事兼健康福祉課長 議案第4号、神崎郡障害者介護認定審査会規約の変更について、ご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、神崎郡障害者介護認定審査会規約の一部を変更することについて協議し、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の規約変更は、新たに障害者保健福祉施策を行うため、難病が障害者の範囲に加えられました。このため、今まで障害者自立支援法という名称が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律という名称に変わりました。この名称変更のため、神崎郡3町で設置をしています、この規約中の文言の変更をするものと、障害者介護認定審査会を、障害区分認定審査会に改めるものでございます。

議案第4号の資料として、改正概要と新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

附則といたしまして、この規約は平成25年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第4号の規約変更の説明を終わります。

よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議長 ここで、しばらく休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時29分

再開 午前10時50分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次、議案第5号、福崎町課設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する詳細なる説明を副町長から求めます。

副町長 議案第5号、福崎町課設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この改正は、平成22年7月に作成いたしました第4次行政改革で掲げています、参画と協働による自律（立）のまちづくりの推進及び効率的で柔軟な体制づくりに基づき行うものであり、新たな行政課題や住民ニーズに柔軟に対応していくため、時代に即した機能的な組織、機構へと編成を行うものであります。

見直し案は、地域振興課を新設し、商工・観光行政の一層の強化と、自律（立）のまりづくりの推進を図るものであります。

産業課は農林振興課に改め、地産地消の推進と農業振興を図ります。

また、水道課と下水道課を統合、上下水道課を新設し、業務の効率化及び窓口一本化による住民サービスの向上を図ります。

町全体では13課局室と総数に変化はございません。

次に、機構改革に伴う係の所管替えについて、ご説明申し上げます。

議案第5号資料2ページをお開き願います。

地域振興課には産業課の商工係と観光係を所管替えいたします。

商工係は商工会と密接に連携し、地域に密着してきめ細かなサービスを行う商工業者の育成など、商工業振興策を推進します。

観光係は「播磨国風土記」ゆかりの地や、黒田官兵衛、神積寺の祭事、登山ルートなど、新たな観光資源を他市町とも連携しながら広くPRし、もてなしの心で観光振興を図ってまいります。

企画財政課のNPO・ボランティアに関する業務及び社会教育課の福崎まつりに関する業務を所管替えし、地域づくり係を新設して、自治会において、自律（立）の心を育て、参画と協働のまちづくりを進めるための取り組みを推進します。

上下水道課は水道課の庶務係と下水道課の管理係を統合し、管理係といたします。下水道事業における公営企業会計への移行を進め、窓口一本化による住民サービスの向上を図ります。

水道課の工務係と給水係を統合し水道工務係に、下水道課の工務係を下水道工務係に改め、2課統合による業務の効率化と連携の強化及び管路システムについても統合を進めてまいります。

社会教育課に文化財係を新設し、歴史民俗資料館、柳田國男・松岡家記念館を一体的に運営し、観光行政とも連携を図りながら、文化振興を進めてまいります。

なお、事務分掌の現行と改正案につきましては、議案第5号資料の3ページ、4ページにお示しをしておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

議 長 次、議案第6号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例、及び、議案第7号、福崎町暴力団排除条例の制定について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

総務課長 議案第6号、第7号について、ご説明申し上げます。

議案第6号は、先ほど副町長がご説明申し上げました、議案第5号の関連であります。機構改革によりまして、所管いたします手数料の担当課名を変更するものでございます。

議案第6号資料、新旧対照表をごらんください。

産業課を農林振興課に、下水道課を上下水道課に改めるものです。

よろしくお願いたします。

引き続き、議案第7号、福崎町暴力団排除条例について、ご説明申し上げます。

近年、暴力団は国民からの厳しい批判にもかかわらず、組織の威力を背景に社会のさまざまな分野に進出しており、資金獲得のための不当要求事件や、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすなど、平穏な町民生活や地域社会を脅かしています。

本議案は町民生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で安心な町民

生活を確保しようとするものです。

それでは、条例案に沿ってご説明申し上げます。

第1条は目的です。基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響を排除し、安全で安心な町民生活を確保することとしております。

第2条では、用語の定義を定めています。

第3条では、基本理念について規定しています。暴力団は、町民生活の平穏を害し、青少年の健全な育成を阻害するなど、町民生活に不当な影響を与える存在であることから、排除されなければならないとしています。

また、暴力団の排除は暴力団を恐れないこと、利益の供与をしないこと、利用しないこと、暴力団事務所等の存在を許さず、暴力団の活動を防止することを基本として、町、町民及び事業者が相互に連携、協力して、社会全体として推進されなければならないとしております。

第4条では、町の責務について規定しています。町民及び事業者の協力を得るとともに、県及び関係機関等と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとしています。

第5条では、町民及び事業者の責務について規定しています。町民及び事業者は、暴力団排除のための活動に自主的にかつ相互の連携を図って取り組むよう努めるものとするなどとしています。

第6条では、町民、事業者等に対する支援等について規定しています。町は暴力団排除のため、町民及び事業者、並びに関係機関等の取り組みに対して、情報提供などの必要な支援を行うとともに、暴力団排除のための広報、啓発活動を行うこととしています。

第7条では、町の事務及び事業における措置について規定しています。町が行う契約その他全ての事務又は事業について、暴力団を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとしています。

第8条では、公の施設における暴力団の排除について規定しています。町、又は指定管理者は、暴力団を利すると認めるときは、公の施設の利用を許可せず、また許可している場合においても、許可をとり消しし、または利用の中止を命じることができるとしています。

第9条では、青少年を守るための取り組みを規定しています。県及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団による犯罪その他の行為から青少年を守るための教育、情報の提供及び啓発活動に取り組むものとしています。

第10条では、暴力団の威力を利用することの禁止を規定しています。町民及び事業者が、紛争の解決等に関して暴力団の威力を利用してはならないとしています。

第11条は、利益の供与の禁止です。町民及び事業者は、暴力団の威力を利用し、または活動に協力する目的で、暴力団に対して金品その他財産上の利益を供与してはならないとしています。

なお、この条例は附則のとおり、平成25年4月1日から施行することとしております。

議案第7号資料に、福崎町暴力団排除条例の概要をお示ししておりますので、ご参照ください。

よろしくご審議賜り、ご賛同くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次、議案第8号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

税 務 課 長 議案第 8 号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、町民税、固定資産税、国民健康保険税の集合徴収について定めているものです。

今回の改正は、本条例が平成 25 年 3 月 31 日をもって効力がなくなることから、引き続き平成 27 年 3 月 31 日まで 2 年間期限を延長するものでございます。

この条例は、公布の日から施行いたします。

なお、議案第 8 号説明資料に、条例の新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次、議案第 9 号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

住民生活課長 議案第 9 号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

今回の改正は、管理戸数の減によるもので、大門団地 3 戸、馬田団地 1 戸、計 4 戸の除去により、別表を改正するものです。改正後の管理戸数は 160 戸から 156 戸になります。

なお、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものです。

議案第 9 号資料 1 ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

議 長 次、議案第 10 号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について、議案第 11 号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第 12 号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、及び議案第 13 号、障害者自立支援法の題名改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、各案に対する詳細なる説明を民生参事から求めます。

民生参事兼健康福祉課長 議案第 10 号から 13 号について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第 10 号及び 11 号について、ご説明を申し上げます。

この二つの条例制定につきましては、地域主権の観点から介護保険法の一部が改正され、これまで国が定めておりました地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの施設基準等について、それぞれの市町村の条例で定めることとなりました。

議案第 10 号及び 11 号の説明資料の 1 ページから 2 ページに関係資料をお示しをしておりますので、資料 1 ページの概要をお開き願います。

趣旨の 5 行目のところに、次の基準を条例で定めることとなりました。一つ目は、指定地域密着型（介護予防）サービスに従事する従業員の員数の基準、二つ目が、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準、この二つの基準を厚生労働省が定めます基準に従い、定めることとなりました。このうち、法律を参酌すべき基準により制定した条例について、説明をさせていただきます。

資料 2 ページをお開き願います。法律等を参酌して独自の内容にしたものについて説明をいたします。また、この独自の基準等の内容につきましては、兵庫県の条例に合わせたものが 2 件、神崎郡内 3 町で歩調を合わせたものが 2 件となっております。

まず、県の条例に合わせたものにつきましては、暴力団員等の排除に関するも

のと、書類保存年限を2年から5年にしております。町独自の部分につきましては、事業所がサービス内容を公表するための運営基準、運営推進会議の開催頻度を2カ月に1回から4カ月に1回、緩和をいたしますが、事業所は外部評価を必ず年1回は受けることとするものでございます。この独自の基準につきましては、神崎郡内3町で統一としております。

なお、福崎町内の地域密着型サービス事業所につきましては、2ページの右側にありますように、3段目の認知症対応型通所介護、いわゆるデイサービスでございますが、ふるさとの家と福崎町第2老人デイサービスセンターすみよしの郷、小規模多機能型居宅介護ではふるさとの家、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームは、グループホームサルビア、グループホームCHIAKIほおずき福崎、ひまわり荘福崎の家となっております。

この条例は、第1章から第9章まで202条で構成され、第1章につきましては、趣旨、定義の総則で、第2章から第9章までの八つの区分につきましては、資料2ページ右側に示しておりますサービス名の区分に従って条例を制定しております。

各章には基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準等、それぞれ法律に沿って定めております。

また、議案第11号につきましても、介護予防サービス事業所に係る条例制定で、これも議案第10号と同様に、第1章は総則で、趣旨、定義を定め、第2章から第4章まで三つの区分につきましては、資料2ページの右端の丸印をつけております認知症対応型通所介護、いわゆるデイサービスと、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護のこの三つの施設について、4条から90条まで、それぞれ基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準等、それぞれ法律に従って定めております。

なお、この二つの条例につきましては、2月12日の介護保険運営協議会におきまして、審議をさせていただいております。

また、この条例は平成25年4月1日から施行をいたします。

次に、議案第12号の説明をさせていただきます。

議案第12号の福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、この改正につきましては、地域主権の観点から介護保険法の一部が改正され、地域密着型老人福祉施設の入所定員基準等を介護保険条例で定めることとなりました。

議案第12号の説明資料をお開き願います。趣旨の6行目にあります、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準及び指定地域密着型サービス事業者と指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請者の法人格の有無に係る基準、この二つの基準を厚生労働省が定めます基準に従い、条例で定めることになりました。

改正により、町内の地域密着型老人福祉施設の一部ユニット型が廃止され、ユニット部分とそれ以外の部分に分けられました。

具体的には、特別養護老人ホームサルビア荘が該当し、ユニット型施設（定員29人以下）が指定有効期限を迎えます平成26年4月1日から、地域密着型介護老人福祉施設に移行をいたします。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行をいたします。

次に、議案第13号、障害者自立支援法の題名改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明をいたします。

この条例制定につきましては、議案第4号の内容と同じもので、新たな障がい者保健福祉施策を行うため、難病が障がい者の範囲に加えられました。このため、

今までの障害者自立支援法という名称が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律という名称に変わりました。この名称の変更のため、関係する三つの条例の一部を改正するものでございます。

第1条は、福崎町国民健康保険条例第12条の精神・結核医療付加金を支給する条分と、第2条は、福崎町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号の介護補償を支給する条文及び第3条につきましては、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例第10条の2第2号の介護補償を支給する条文の名称を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものです。

なお、議案第13号の資料といたしまして、新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、第13号の条例制定の説明を終わります。

議案第10号から13号までの4議案とも、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 次、議案第14号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第15号、福崎町上下水道事業審議会条例の制定について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 議案第14号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

資料、議案第14号の比較表をごらんください。今回の条例改正につきましては、水道課と下水道課の統合計画に伴い、第3条第2項中、「水道課」を「上下水道課」に改めるものであります。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第15号の説明をさせていただきます。福崎町上水道事業審議会条例について、ご説明をいたします。

資料、議案第15号の比較表をごらんください。左側に条例案、右側二つに水道また下水道の旧規定をそれぞれお示ししております。

今回の条例制定につきましては、平成25年4月に水道課と下水道課の統合に伴い、水道料金審議会規程及び下水道事業審議会設置規程は、本来条例制定しておくべきものを、今回統合調整し、条例化するものであります。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するものです。

以上で、両議案の説明を終わらせていただきます。

ご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 次、議案第16号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

総務課長 議案第16号について、ご説明申し上げます。

議案第16号は、先ほど水道課長がご説明申し上げました、議案第15号関連であります。

上下水道審議会が設置されるに当たり、委員の報酬等の額を9,800円に定めるものです。

議案第16号資料、新旧対照表をご参照ください。

よろしくご審議賜り、ご賛同くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次、議案第17号、平成24年度福崎町一般会計補正予算（第6号）について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 議案第17号、平成24年度福崎町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明を申し上げます。

補正内容としましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,810万円を減額して、補正後の予算総額を72億4,370万円とするものです。

歳入歳出予算の内訳につきましては、第1表にお示ししております。また、補正後の予算の一部につきましては、翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費を設定いたします。

まず、歳入歳出予算の補正の概要につきましては、第1表でご説明を申し上げますので、議案の3、4ページをお開きください。

総務管理費で近畿医療福祉大学の固定資産税の還付などで1億1,250万円を計上しております。減額の大きな要因としましては、土木費、道路橋梁費では、馬田山崎線、八反田八千種線が、社会資本整備総合交付金事業として採択されなかったことなどから、道路新設改良費では8,955万6,000円の減額、災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費では、市川の河川区域内にある新町大井堰などで、農業用施設復旧工事の入札による減などによりまして、4,250万円を減額するものです。

一方、1、2ページの歳入では、先ほどの歳出の減額などに伴いまして、それぞれの財源を構成するとともに、町税は法人町民税の税割りが当初予算から8,000万円減収となる見込みです。この本年度調定見込み額と本年度の普通交付税算定に用いた法人町民税税割との乖離が大きく、また本来税収の不足分は本年度の普通交付税で措置されるべきであることから、地方税減収補てん債8,800万円を起こしまして、この結果生じる剰余見込み額につきましては、歳出総務費で財政調整基金に7,100万円を積み立てる補正予算としております。

それでは、事項別明細書によりまして、ご説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

企画財政課長 以上が、歳入歳出予算の補正内容でございます。

次は、議案にお戻りください。

議案の第2条でございます。第2条は繰越明許費でございますが、5ページをお開きください。

事項別明細書でもご説明申し上げましたが、道路橋梁費で道路ストック総点検事業で700万円、及び高橋山崎線道路改良事業で3,130万円、教育費の小学校費で理科教育設備整備事業で200万円、中学校で同じく100万円を翌年度に繰り越しいたします。

次は、第3条は債務負担行為の補正でございますが、6ページをごらんください。

債務負担行為の追加で、町民第2グラウンド等土地所有権整理事業につきましては、平成25年度において相続財産管理人の選定などの事務が残るため、委託契約を変更するもので、限度額は100万円としております。

巡回バス運行事業につきましては、平成25年度から平成27年度までの委託契約を締結するために債務負担行為をお願いするもので、限度額は5,440万円としております。

県道三木穴栗線南田原交差点改良事業は、平成25年度までに事業が延長されたため、県との協定書を変更する必要によりまして、限度額1,500万円を計上しております。

次に、議案第4条地方債の補正につきましては、議案の7ページから10ページに、起債の目的ごとに計上をしております。事業内容、補正額につきましては、歳入、地方債でご説明を申し上げたとおりでございます。

また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ記載しているとおりで。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長 次、議案第18号、平成24年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第19号、平成24年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、及び議案第20号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、各案に対する詳細なる説明を民生参事から求めます。

民生参事兼健康福祉課長 議案第18号、平成24年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,226万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億8,800万円とするものでございます。

議案第18号説明資料1ページから6ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

説明資料の4ページをお開き願います。この説明資料の4ページは、保険給付費月別状況でございます。歳出の大部分を占めます療養給付費は3月から12月は実績、1月、2月は推計をいたしまして、実績見込みにより補正をするもので、一般と退職と分けておりますのは、それぞれ療養給付費に対して歳入の財源構成が異なるために分けております。左の欄の全被保険者数は4月で4,825人、1月では4,642人と183人減少しています。一般は1月4,191人で93人減少、退職者分は451人で90人減少しています。

高額療養費は200万円を超えるものが24年度で26件で、前年より15件も多くなっており、200万円未満の高額療養費の件数も前年と同様に多くなっております。

療養給付費の見込みは、一般分では決算見込み10億5,250万円で50万円の減額、退職分は1億2,970万円の見込みで2,050万円の減額、高額療養費は、一般で1億3,570万円で1,070万円の増額、退職分は1,960万円の見込みで340万円の減額を見込んでおります。

資料の2ページお戻りいただきたいと思います。歳出の勘定表でございます。24年3月補正の列をごらんいただきたいと思います。療養給付費は先ほどの資料で合計1,680万円の減額、後期高齢者支援金から保健事業費までの各項目は、実績及び見込みにより補正するもので、共同事業拠出金は高額療養費に係る拠出金で、兵庫県全体の高額医療費が減少したため、確定により2,407万6,000円を減額します。

その他支出金では過年度国庫負担金の返還額の確定により3,192万4,000円の増額補正をするものでございます。

1ページに戻っていただきたいと思います。資料1ページの歳入では、保険税は退職被保険者が減少したため、当初予算と比較しまして320万円の減額を見込んでいます。国庫支出金から県支出金までは、実績見込みにより確定した交付額によりそれぞれ補正をいたします。繰入金その他の一般会計分は703万3,000円の増額で、交付税措置増額によります財政安定化支援分が増額しております。

資料5ページをお開き願います。一般会計の繰入につきましては、昨年度から

見直しを行い、また財政安定化支援事業の増額もあり、合計で1億3,621万1,000円の繰入となる見込みで、587万円の増額を見込んでおります。

それでは、議案書に戻っていただき、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

民生参事兼健康福祉課長 以上で、国民健康保険事業の補正の説明を終わります。
議 長 説明の途中はありますが、しばらくを休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

なお、記念写真を撮りますので、12時40分に庁舎1階玄関前に時間厳守でご集合をよろしくお願いいたします。

◇

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時10分

◇

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

民生参事兼健康福祉課長 引き続きまして、議案第19号、平成24年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億1,880万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、保険料の実績見込みによる減額、保健基盤安定負担金の確定による減額、前年度出納閉鎖期間に徴収いたしました保険料の繰越金による増額及び事務経費等の実績見込みによる補正をするものでございます。

議案第19号の議案資料1ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照願いたいと思います。

第1表につきましては、事項別明細書により説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

民生参事兼健康福祉課長 以上で、後期高齢の説明を終わります。

引き続きまして、議案第20号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、説明をいたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,557万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億850万円とするものです。

議案第20号の説明資料の1から4ページに関係資料をお示ししております。その資料の3ページをお開き願います。

介護保険事業の状況でございまして、65歳以上の人口推移につきましては、4月が4,662人、12月では4,748人で、86人の増となり、高齢化率は24.2%です。要介護認定者は4月830人、12月841人で、11人の増となり、要介護1、2の認定者が34人増加し、中程度の認定者が大きく伸びております。

サービス利用者につきましては、居宅サービス利用者で11月495人、施設入所者は123人、地域密着型サービスの利用者は69人で、サービス利用者合計は687人となっております。

資料4ページをお開き願います。平成24年度の給付費の月別状況でございませぬ。決算見込額は4月審査分から12月までは実績、1月から3月審査分は推計をいたしまして、給付費総額は11億9,600万円を見込んでおります。

右から3列目の決算見込額の欄で、介護サービス別ではデイサービスやホームヘルパーの居宅介護サービス給付費は4億5,228万円を見込み、1,699万円の減額となります。また、グループホームなどの地域密着型サービスは、対

前年度実績比106.7%で、1億4,310万円を見込み、339万円の減額となります。

一方、施設介護サービス給付費は4億2,450万円の見込みとなり、対前年度実績比で103.1%で、1,132万円増額をしております。

下の欄の予防給付金につきましては、小計で5,782万円で、対前年度実績比では100.3%とほぼ横ばいで、当初予算との差は371万円の減額となる見込みです。給付費総額は11億9,600万円で、1,780万円の減額補正となり、対前年度決算比103.8%となる見込みです。

それでは、議案書の事項別明細書で主なものを説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

民生参事兼健康福祉課長 以上で、説明を終わります。

議案第18号から第20号までの3議案ともご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次、議案第21号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、及び議案第22号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 議案第21号及び議案第22号の2議案について、説明を申し上げます。

初めに、議案第21号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、説明させていただきます。

この補正は、事業実施による精算見込みの補正で、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ577万6,000円を増額して、補正後の歳入歳出予算の総額を2億6,000万円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

下水道課長 以上で、議案第21号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、説明申し上げます。

この補正は主に下水道事業費の実績に伴う精算見込みによるもので、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億1,305万5,000円を減額して、補正後の歳入歳出予算の総額を11億3,880万円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

次のページ、第2表、繰越明許費につきましては、下水道事業費、公共下水道事業1億1,300万円をお願いするものです。

内容といたしましては、南田原地区下水道舗装本復旧工事約2,140万円、福崎工業団地地区下水道詳細設計業務約2,480万円、未契約工事で約6,680万円としております。

議案第22号資料にこれらの箇所図をお示ししておりますので、合わせてご参照ください。

それでは、事項別明細書により説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

下水道課長 以上で、議案第22号の説明とさせていただきます。

議案第21号、第22号ともにご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次、議案第23号、平成24年度福崎町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第24号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、及び議案第25号、平成24年度福崎町水道事業会計資本剰余金の処分について、各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 議案第23号、平成24年度福崎町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

この補正は事業の実績見込み及び国庫補助事業採択等による補正をお願いするもので、第2条では平成24年度福崎町水道事業会計予算第3条の収益的収入を670万円減額し、3億4,442万4,000円に、また、収益的支出を970万円減額し、3億3,118万4,000円に、第3条では予算第4条本文括弧書中「不足する額1億3,301万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額668万8,000円及び、過年度分損益勘定留保資金1億2,633万円」に改め、資本的収入を2,032万円減額し、1億2,743万1,000円に、また、資本的支出を3,700万円減額し、2億6,044万9,000円にしようとするものです。

内容につきましては、歳入歳出補正予算の事項別明細書により説明をさせていただきます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

水道課長 以上で、議案第23号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

この補正も事業の実績見込みによる補正をお願いするもので、2条では平成24年度福崎町工業用水道事業会計予算第3条収益的収入を70万円増額し2,325万7,000円に、また収益的支出を250万円増額し2,393万1,000円にしようとするものです。

内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

水道課長 以上で、議案第24号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第25号、平成24年度福崎町水道事業会計資本剰余金の処分について、ご説明をいたします。

資料議案第25号をごらんください。平成24年度福崎町水道事業資本剰余金を522万5,703円処分したいので、地方公営企業法第32条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の資本剰余金処分につきましては、地域主権戦略大綱における第1次一括法の成立公布により、地方公営企業法の一部改正を受け、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て資本剰余金を処分することになりました。これに伴い、平成24年度除却対象資産のうち、補助金分194万345円と、消火栓設置工事負担金分328万5,358円を合わせた522万5,703円を議会の議決を経て直接補てんし処分しようとするものであります。

以上で、議案第25号の説明とさせていただきます。

3議案ともよろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議 長 次、議案第26号、平成25年度福崎町一般会計予算について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 議案第26号、平成25年度福崎町一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

予算関係の書類としましては、一番上に予算編成の概要を取りまとめました、20ページまでの資料、そして、その次に事項別明細書は別冊として一般会計から工業用水道事業会計まで8会計を取りまとめております。

また、当初予算の議案は、議案のつづりに26号から33号までとじております。詳細資料につきましても、議案ごとに別とじてしておりますので、それぞれ審議の参考としてください。

それでは、一般会計の議案第26号をお開きください。議案番号順にご説明を申し上げます。

第1条は歳入歳出予算であります。総額を73億3,500万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表で、1、2ページの歳入、3、4ページの歳出のとおりとしております。

まず、予算の概要説明をさせていただきますので、一番前に添付しております「予算編成の概要」をごらんください。1ページの中ほどからでございます。

一般会計の予算総額は73億3,500万円で、前年度比3億4,300万円、4.9%の増としております。増額要因としましては、八千種幼稚園の建築でありますとか、町道高橋山崎線などの道路整備、長野橋橋側歩道橋整備などによるものでございます。

歳入につきましては、予算編成概要の5ページをお開きください。

一般会計歳入の内訳でありますけれども、1款の町税は前年度比7,610万円減の29億9,540万円を計上しております。法人税は円高による輸出不振などの業績悪化を受け、8,360万円の減、率にして20.3%の減でございます。たばこ税は県から市町村への税源移譲で1,700万円の増となる見込みです。

10款、地方交付税は、法人税割が大幅に減収しており、また近畿医療福祉大学への固定資産税の還付分が錯誤措置されるため、総額で1億1,600万円増の11億5,600万円を計上しております。

15款の県支出金は、農林災害の復旧完了や妊婦健診及び3ワクチンの一般財源化に伴いまして、約1億1,200万円の減を見込んでおります。

21款、地方債は、八千種幼稚園の建築や常備消防の消防救急デジタル無線整備等によりまして、3億7,240万円の増を見込んでおります。

5ページが一番下の欄でございますが、1款から11款の合計、それに臨時財政対策債を合わせた一般財源総額を記載しております。6,210万円増の49億7,390万円を見込んでおりますが、歳入歳出の見積りの結果、一般財源が不足する額2,500万円につきましては、財政調整基金からの繰り入れで予算編成を行っております。

歳入予算の概要につきましては、町長の所信表明のとおりでございます。概要の13ページからは、総合政策の施策ごとに主要事業を取りまとめております。事項別明細書に沿って、これらの主な事業について説明をさせていただきます。

各目の説明に入ります前に、職員給につきまして、総括的にご説明を申し上げますので、議案第26号資料の1ページをお開きください。

人件費、この資料では一般会計の目ごとと特別会計ごとの配置職員数、及びそれぞれの増減理由と総人件費をお示ししております。1行目の一般会計に属する職員数は、一般職133人と嘱託・臨時職85人の合計218人、下から2行目の全会計では、一般職157人、嘱託・臨時職88人の合計245人です。前年度と比較しまして8人の増となります。相対的に8人が増となった要因といたしましては、正規職員では採用と退職、育休取得の差で1名の減となります。

臨時職員では保育所入所園児の増加に対応するための保育士で6名の増、育休から復帰と育休の取得の差が3名でございまして、その代替である臨時職員が増となるものでございます。

人件費総額では、前年度比較で3,151万3,000円の増となりますが、職員総数が増した要因もあり、給与手当で3,017万5,000円の増、退職手当負担金は特別負担金が減少したことから605万9,000円の減、職員共済費等は739万7,000円の増となります。

なお、全会計の一般職に係る給与費明細書につきましては、資料の2ページから3ページに添付しております。

資料3ページの左側の上から四つ目の表でございまして、定年退職及び勧奨退職に係る退職手当の支給率の欄がございまして、この率につきましては、平成25年4月1日に改定が予定されておりますが、当初予算の積算は改訂前の率を使用しております。全会計とも平成25年12月の補正予算で人件費の補正をさせていただきます。

それでは、歳出目ごとに説明を申し上げますので、事項別明細書95ページ、96ページをお開きください。

なお、限られた時間でございまして、各目の予算額や目の概要説明は省略させていただきます、主要な事業の取り組み内容や補足説明を中心に申し上げます。

また、説明の内容では、町長から申し上げました各課重点事項と重複する部分もございまして、ご了承をお願い申し上げます。

それでは、議会費から順次説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

議 長 説明の途中ではありますが、しばらく休憩をいたします。
再開は午後2時30分といたします。

◇

休憩 午後2時 9分

再開 午後2時30分

◇

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
企画財政課長 続きまして、217ページをお願い申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

企画財政課長 歳入歳出についての説明は以上でございまして、

次は議案にお戻りください。

議案の第2条でございますけれども、地方自治法230条第1項の規定による起こすことができる地方債について、第2表に計上しておりますので、議案の5、6ページをお開きください。

歳入地方債でご説明申し上げました額を、それぞれの目的ごとに限度額として計上しております。起債の方法、利率、償還方法はそれぞれ記載しているとおりでございまして、

もう一度議案26号の表紙にお戻りください。

次に議案の第3条であります、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の限度額は15億円といたします。

第4条は歳出予算の流用であります、第1表に定めた各項の予算について、地方自治法220条第2項ただし書の規定によりまして、流用できる場合として、各項に計上した給与、職員手当、共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内において、これらの経費を流用できるものとするものでございます。

以上、議案第26号、平成25年度福崎町一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 次、議案第27号、平成25年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第28号、平成25年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、及び議案第29号、平成25年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、各案に対する詳細なる説明を民生参事から求めます。

民生参事兼健康福祉課長 議案第27号、平成25年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億4,100万円とするもので、第2条では一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものでございます。議案第27号の資料1ページから11ページに国民健康保険当初予算資料をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

この国民健康保険の財政運営につきましては、急速な被保険者構造の高齢化や医療の高度化等による医療費の増大等により、依然として厳しい状態が続いております。

平成25年度は、大きな改正点はありませんが、改正点は2点ございます。前期高齢者の自己負担割合1割負担が1年間延長になることと、保険税の軽減措置が延長となり、世帯割が2分の1から4分の1に縮小して、3年間延長になる、2点でございます。

医療費につきましても、診療報酬、薬価改定はなく、前年度の状況を勘案しながら、平成25年度の予算を編成しております。

歳出面において、その大部分を占めます保険給付費につきましては、被保険者数4,760人を見込み、療養給付費は一般分で前年度決算見込み3.4%増の10億8,800万円、退職分では前年度決算見込み費2.5%増の1億3,300万円を見込んでいます。

後期高齢者支援金につきましては、平成23年度精算調整金約340万3,000円の減額により、2億4,489万3,000円を見込んでおります。

保険事業費は人間ドック事業、特定健康診査等を計上し、特定健康診査等実施計画に基づき、健診率向上と生活習慣病予防を効果的に実施し、医療費の抑制に努めてまいります。

次に、歳入の保険税につきましては、景気悪化等の長期化による収入源が懸念されますが、平成24年度税率改正を行ったため、二、三年につきましては、この税率で推移し、予算を計上しております。

現年度保険税は医療分、支援分、介護分の収納率を94%で計算し、4億920万円を見込んでおります。国及び県の支出金につきましては、歳出に見合う収入額を見込んでおります。

第1表、歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により、説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

民生参事兼健康福祉課長 以上で、国民健康保険事業会計の説明を終わります。

次に、議案第28号でございます。議案第28号、平成25年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,220万円と定めるものでございます。

この特別会計の歳入は兵庫県広域連合が賦課する保険料の徴収と、保険料軽減分を県と町で公費負担する保険基盤安定負担金及び一般会計から職員給与費と事務費の繰入金を計上しております。歳出につきましては、一般管理費の職員

給与費と保険料徴収事務経費及び保険基盤安定負担金と保険料を合わせて広域連合に納付するものでございます。

第1表の歳入歳出予算につきましては、主なものを事項別明細書により説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

民生参事兼健康福祉課長 以上で後期高齢の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第29号、平成25年度福崎町介護保険事業特別会計の予算について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ14億520万円と定めるものでございます。

平成25年度は第5期事業計画の2年目となりまして、第5期も介護予防の推進、サービスの提供体制の充実を図り、安心して安定したサービスが利用できるように努めてまいります。

また、事業計画に基づき、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護施設を川西校区で募集いたしまして、開設に向けた予算組みをしております。

平成25年度の予算につきましては、被保険者数4,890人を見込み、要介護認定者数は増加しているため、事業計画の896人を見込み、サービス給付費は12億5,700万円、対前年度当初予算比103.6%を計上しております。

地域支援事業費は介護予防事業をさらに推進し、一次予防事業、二次予防事業の取り組みを強化いたします。

地域支援事業費は、給付サービス費(計画値)の3%と保健師人件費を合わせ、前年度当初予算比11.2%増の4,567万9,000円で計上をしております。

議案第29号の資料1ページから3ページに関係資料をお示ししていますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

民生参事兼健康福祉課長 以上で、議案第27号から29号の説明を終わります。

3議案ともよろしくご審議賜りまして、ご賛同いただきますようお願いいたします。

議長 次、議案第30号、平成25年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、及び議案第31号、平成25年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 議案第30号及び議案第31号の2議案について、説明を申し上げます。

初めに、議案第30号、平成25年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、説明をさせていただきます。

平成25年度の予算総額は、歳入歳出をそれぞれ2億5,540万円とするものです。

第1表、歳入歳出予算は、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

第2条、一時借入金については最高限度額を1億5,000万円と定めるものです。

それでは、事項別明細書により説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

下水道課長 以上で、議案第30号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第31号、平成25年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、説明申し上げます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ12億1,740万円とするもので、第1表、歳入歳出予算は、後ほど事項別明細書により説明申し上げます。

第2条、地方債につきましては、3ページの第2表をごらんください。

地方債は公共下水道事業で限度額を3億9,470万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

戻っていただき、第3条にあります一時借入金については、借入れの最高限度額を8億円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

下水道課長 以上で、議案第31号の説明とさせていただきます。

議案30号、第31号ともにご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 次、議案第32号、平成25年度福崎町水道事業会計予算について及び議案第33号、平成25年度福崎町工業用水道事業会計予算について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 両議案についてご説明いたします。

まず初めに、議案第32号、平成25年度福崎町水道事業会計予算についてご説明いたします。

第2条、業務の予定量につきましては、

1、給水戸数7,700戸

2、年間給水量244万8,000立方メートル

3、1日平均給水量6,700立方メートル

4、主な建設改良事業は福田水源地高度浄水施設整備事業、山崎配水池整備事業、及び下水道事業に伴う配水管移設事業であります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が3億6,644万4,000円で対前年度比4.4%の増、支出の水道事業費用は3億2,818万9,000円で対前年度比3.9%の減であります。

第4条、資本的収入及び支出の収入が不足する額1億8,623万5,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,112万円と過年度分損益勘定留保資金1億7,511万5,000円で補てんするものとします。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の予定額は、収入の資本的収入が2億1,777万6,000円で対前年度比47.4%の増、資本的支出が4億401万1,000円で対前年度比35.8%の増となっております。

第5条、企業債の限度額は6,030万円とします。

第6条、一時借入金の限度額は1億円と定めます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、1、営業費用と営業外費用、2、建設改良費と企業債償還金とします。

次のページをごらんください。

第8条、次に掲げる経費については流用する場合は、議会の議決を得なければなりません。1、職員給与費5,097万4,000円。

第9条、企業債償還のため一般会計から補助を受ける金額は115万2,000円であります。

第10条、たな卸資産の購入限度額は1,500万円といたします。

それでは、事項別明細書により説明をいたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

水道課長 以上で、議案第32号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第33号、平成25年度福崎町工業用水道事業会計予算についてご説明させていただきます。

第2条、業務の予定量は、

- 1、給水事業所数29事業所
- 2、年間給水量52万8,000立方メートル
- 3、1日平均給水量1,450立方メートルでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の工業用水道事業収益が2,247万円で対前年度比0.4%の減、支出の工業用水道事業費用が2,220万円で対前年度比2.8%の減であります。

第4条、一時借入金の限度額は100万円と定めます。

第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、1、営業費用と営業外費用とします。

第6条、次に掲げる経費について流用する場合は、議会の議決を得ることとなります。1、職員給与費873万4,000円。

それでは、事項別明細書により説明をいたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

水道課長 以上で、議案第33号の説明を終わらせていただきます。

両議案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 次、議案第34号、副町長の選任についてでございます。

副町長の退席を願います。

暫時休憩します。

◇

休憩 午後3時37分

再開 午後3時37分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本案に対する詳細なる説明を町長から求めます。

町長 議案第34号について、ご説明をいたします。

私は、橋本省三さんに、ぜひ副町長になってほしい、このように思っています。

橋本副町長をお願いする理由は、一つはことしのまちづくりのスローガンと関係をしております。「知を力にする」これをスローガンにしておりますけれども、福崎町運営にとって橋本さんの知的能力は必要であるからであります。

とりわけ財政に関する知識は深く、広いものがあります。計画あるいは予算、全般にわたってその知的能力を大いに発揮をしてほしい、このように思っているわけでありまして。

二つ目は外交力、交渉能力、これが大変すぐれているからであります。町政ではいろいろな人と人との交流、あるいは人と人との交渉、これが大変大きな比重を占めているわけでありましてけれども、橋本さんの知識に富んだ説得力のある話し方、交渉能力、これは町政運営にとって欠かすことができない必要なものである。私は常々そう感じているからであります。

三つ目は職員を統率する能力を期待するからであります。いろいろな事業を進めてまいりますけれども、その力は職員の力によっている、このように私は常々思っているわけでありまして。

したがいまして、職員の能力の向上を図るとともに、持てる力を一つにまとめ

て、町政運営一丸となって推進する、そんなことが大事であります。そうした
ことにおいて、橋本さんはすぐれた能力を持っておられるわけで、職員を鼓舞
激励し、やる気を起こさせるその力を大いに発揮してほしい、このように思っ
ているわけであります。

そして、これまで8年間、副町長を経験されてこられましたけれども、その8
年間の実績は極めて大きなものがありました。これは皆さんはもとより衆人の
認めるところではないかと思っているわけでございます。

橋本さん本人からも抱負、決意が述べられております。こうした事柄にも目を
通していただいて、福崎町にとって欠かすことのできない橋本さんを、ぜひと
も副町長として迎えたい、このように思っているわけでございます。

ご賛同賜りますよう、心からお願いを申し上げ、説明いたします。ありがと
うございました。

議 長 しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午後3時41分

再開 午後3時41分

◇

議 長 次、会議を再開します。

引き続き、発議第1号、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することが
できる事項の指定の一部を改正する指定について、本案に対する詳細なる説明
を提出議員から求めます。

東森修一議員 発議第1号、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することが
できる事項の指定の一部を改正する指定について、説明させていただきます。

公益法人制度改革により、平成25年4月1日付で財団法人全国自治協会が一
般財団法人全国自治協会へ名称が変更になることを受け、引用する条文の文言
を改めるものです。

なお、附則といたしまして、この指定は平成25年4月1日から施行するもの
としております。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げ、提案説明
とさせていただきます。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会することといたします。大変お疲れさまでございました。

散会 午後3時43分

議 長 なお、4時から全員協議会を開催いたしますので、第1委員会室にご参集をよ
ろしくお願い申し上げます。